

タカサデイルーム青葉の森指定通所介護運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は株式会社タカサが開設する、タカサデイルーム青葉の森（以下「事業所」という）が行う指定通所介護の事業の適切な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者（以下「利用者」という）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称：タカサデイルーム青葉の森 所在地：千葉市中央区青葉町 1273 - 3

(職員の職種、員数及び職務)

第4条 事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次の通りとする。

1. 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

2. 生活相談員 1名以上

生活相談員は、指定通所介護の利用申込みに係る調整、通所介護計画作成等を行い、利用者に対し日常の生活上の介護、その他必要な業務の提供にあたるものとする。

3. 看護職員 1名以上（機能訓練指導員と兼務）

看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の看護・介護や健康管理、送迎等のその他必要な業務を行うものとする。

4. 介護職員 介護保険制度で定められた利用定員に対する必要人員数以上

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、送迎等のその他必要な業務を行うものとする。

5. 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、個別機能訓練計画を作成し、利用者の日常生活の維持向上に必要な訓練指導や助言を行い、通所介護計画に基づく機能訓練にかかわる業務を行うものとする。

6. 事務職員 1名

事業に必要な事務を行う。

(休業日)

第5条 事業所の休業日は、次の通りとする。

1. 日曜日
2. 8／13～15、12／30～1／3の期間
3. 管理者が特に必要があると認めた日

(業務時間等)

第6条 事業所の業務時間及び指定通所介護提供時間は、次の通りとする。

1. 業務時間は、午前8時から午後5時までとする。
2. 指定通所介護の提供時間は、午前9時から午後4時までとする。

(利用定員)

第7条 指定通所介護の利用定員は、1単位で次の通りとする。

1. 利用定員 30名

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、千葉市とする。(送迎片道30分圏内)

(通所介護の内容)

第9条 指定通所介護は、次の業務を行う。

1. 日常生活上の世話
 - ① 健康状態の確認
 - ② 食事サービス
 - ③ 入浴サービス
 - ④ 生活等に関する相談・助言
 - ⑤ その他要介護者に必要な日常生活上の世話
2. 機能訓練(日常動作訓練)
3. 送迎サービス

第10条 指定通所介護を提供した場合の利用者の負担額は、次の各号に掲げるいずれかの額とする

1. 指定通所介護が法定代理受領サービスに該当するときは、厚生労働大臣が定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める額(以下この項において「介護報酬」という)の負担割合証に記載の割合に乗じた額とする。
2. 指定通所介護が、利用者の保険料の滞納等により法定代理受領サービスに該当しないときは、介護報酬の額とする。
3. 前項第2号に規定による利用者の負担額の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。
4. 第8条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護の送迎に係る費用は、実施地域を越えた地点から片道5kmあたり200円を徴収する。
5. 利用者は、食材料費として1回利用につき700円を別途負担するものとする。
6. 事業を実施するにあたり、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる原材料費等については、実費徴

収する。

7. おむつ代は、利用者負担とする。(1枚 80円)

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第11条 生活相談員等は、利用者に対して従事者が行う指導及び指示を遵守するよう説明しなければならない。

2. 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示しなければならない。

- ① 気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービス等が受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第12条 生活相談員等は、指定通所介護の提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害関する防災計画を作成し、定期的に非難救出等訓練を行わなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- 1. 虐待防止のための措置に関する事項（令和6年3月まで猶予期間）
 - ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・虐待防止のための指針を整備すること。
 - ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2. 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の適正化)

第15条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2. 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(ハラスメント対策について)

第16条 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、指定通所介護の就業環境が害されることを防

止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることとする。

(業務継続に向けた取組)

第 17 条 事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実地等を行うこととする。（令和 6 年 3 月まで猶予期間）

(感染症対策の強化)

第 18 条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等を行うこととする。（令和 6 年 3 月まで猶予期間）

(その他運営に関する重要事項)

第 19 条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるとともに、業務体制を整備するものとする。

- ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 1 回以上
2. 事業所の生活相談員等は、就業規則第 19 条第 5 項の定めるところにより、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏してはならない。また、退職後も同様とする。
3. 事業所は、提供した通所介護に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など必要な措置を講じる。
4. 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
5. 事業所は、事業を行う為、ケース記録、利用者負担金収納簿及びその他必要な記録、帳簿を整備するものとする。
6. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社タカサと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日より施行する。

平成 29 年 4 月 1 日一部改訂。

平成 30 年 10 月 1 日一部改訂。

平成 30 年 12 月 1 日一部改訂。

令和 3 年 4 月 1 日一部改訂。

令和 5 年 12 月 1 日一部改訂。

令和 6 年 4 月 1 日一部改訂。

令和 6 年 12 月 1 日一部改訂。